

議 題

令和7年の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性
の確保等に関する法律（薬機法）の一部改正について

令和7年度薬事審議会

令和8年1月19日
薬務課監視係

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等 の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の概要

改正の趣旨

不正事案の発生等に伴う医薬品の供給不足や創薬環境の変化等の状況に対応し、引き続き品質の確保された医薬品等を国民に迅速かつ適正に提供していくため、医薬品等の品質及び安全性の確保の強化、医療用医薬品等の安定供給体制の強化等、より活発な創薬が行われる環境の整備、国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等の必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 医薬品等の品質及び安全性の確保の強化【医薬品医療機器等法】

- ① 製造販売業者における医薬品品質保証責任者及び医薬品安全管理責任者の設置を法定化する。
- ② 指定する医薬品の製造販売業者に対して、副作用に係る情報収集等に関する計画の作成、実施を義務付ける。
- ③ 法令違反等があった場合に、製造販売業者等の薬事に関する業務に責任を有する役員の変更命令を可能とする。

2. 医療用医薬品等の安定供給体制の強化等【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法、麻向法、医療法】

- ① 医療用医薬品の供給体制管理責任者の設置、出荷停止時の届出義務付け、供給不足時の増産等の必要な協力の要請等を法定化する。
また、電子処方箋管理サービスのデータを活用し、需給状況のモニタリングを行う。
- ② 製造販売承認を一部変更する場合の手続について、変更が中程度である場合の類型等を設ける。
- ③ 品質の確保された後発医薬品の安定供給の確保のための基金を設置する。

3. より活発な創薬が行われる環境の整備【医薬品医療機器等法、医薬基盤・健康・栄養研究所法】

- ① 条件付き承認制度を見直し、臨床的有効性が合理的に予測可能である場合等の承認を可能とする。
- ② 医薬品の製造販売業者に対して、小児用医薬品開発の計画策定を努力義務化する。
- ③ 革新的な新薬の実用化を支援するための基金を設置する。

4. 国民への医薬品の適正な提供のための薬局機能の強化等【医薬品医療機器等法、薬剤師法】

- ① 薬局の所在地の都道府県知事等の許可により、調剤業務の一部の外部委託を可能とする。
- ② 濫用のおそれのある医薬品の販売について、販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を義務付ける。
- ③ 薬剤師等による遠隔での管理の下で、薬剤師等が常駐しない店舗における一般用医薬品の販売を可能とする。等

施行期日

公布後6月以内に政令で定める日（ただし、3①②及び4②は公布後1年以内に政令で定める日、1①②③、2①の一部及び4①③は公布後2年以内に政令で定める日、2②は公布後3年以内に政令で定める日）

薬局・医薬品販売関係の主な改正内容と施行スケジュール（公布日：令和7年5月21日）

令和8年5月1日施行	<p>① 濫用のおそれのある医薬品の販売 → 販売方法を見直し、若年者に対しては適正量に限って販売すること等を法令上規定。</p> <p>② 要指導医薬品の販売方法等の見直し → 薬剤師の判断に基づき、オンライン服薬指導により、必要な情報提供を行った上で販売できることを法令上規定。</p>
公布後2年以内施行	<p>③ デジタル技術を用いた医薬品の遠隔販売 → 薬剤師等が常駐しない登録を受けた店舗で医薬品を保管し、購入者へ受け渡しできるところを法令上規定。</p> <p>④ 処方箋医薬品以外の医療用医薬品の販売 → 処方箋の交付を受けた者以外の者に対して販売することがやむを得ない場合を法令上規定。</p> <p>⑤ 調剤業務の一部外部委託の制度化 → 委託薬局及び受託薬局において一定の要件を満たす場合に、外部委託できることを法令上規定。</p>
公布後3年以内施行	<p>⑥ 健康サポート薬局の認定薬局制度化 → 地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局と同様に、認定薬局制度の1つとする。法律上の名称を「健康増進支援薬局」とした上で、都道府県知事による認定制度とする。</p> <p>⑦ 薬局機能情報提供制度の報告先 → 報告先を薬局開設許可権者と同一にする。その他、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所設置市長・特別区区長の間で、報告及び助言等を法令上規定。</p>

- 濫用のおおそれのある医薬品（指定濫用防止医薬品）の販売について
- 健康増進支援薬局の認定について

(参考) 現行の濫用等のおそれのある医薬品の規定

濫用等のおそれのある医薬品

次の各号に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

- エフェドリン
- コデイン
- ジヒドロコデイン
- プロモバレリル尿素
- プソイドエフェドリン
- メチルエフェドリン

《平成26年厚生労働省告示第252号》

最終改正：令和5年厚生労働省告示第5号
(令和5年4月1日より適用)

《医薬品医療機器等法施行規則》

(濫用等のおそれのある医薬品の販売等)

第十五条の二 薬局開設者は、薬局製造販売医薬品又は一般用医薬品のうち、**濫用等のおそれがあるものとして厚生労働大臣が指定するもの(以下「濫用等のおそれのある医薬品」という。)**を販売し、又は授与するときは、次に掲げる方法により行わなければならない。

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあつては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の当該医薬品のおそれのある医薬品の購入又は譲り受けの状況
- ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
- ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲り受けであることを確認するために必要な事項
- 三 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

(参考) 濫用等のおそれのある医薬品の指定の経緯

- 濫用等のおそれのある医薬品の指定に係る関連通知
- **鎮咳去痰薬の内用液剤の販売について**（昭和62年3月5日付け厚生省薬務局企画課長通知）
（対象医薬品）コデイン、ジヒドロコデイン、メチルエフェドリンを含有する鎮咳去痰薬の内用液剤
（行政指導の概要）販売個数の制限、若年者の場合の氏名・年齢等の確認等
（理由）過量服用等の不適正使用の事例が報告されているため
- **コデインリン酸塩水和物及びジヒドロコデインリン酸塩等を含有する一般用医薬品の鎮咳去痰薬（内用）の販売に係る留意事項について**（平成22年6月1日付け厚生労働省医薬食品局総務課長・安全対策課長通知）
（対象医薬品）コデイン、ジヒドロコデインを含有する鎮咳去痰薬（内用剤）
（行政指導の概要）販売個数の制限、若年者の場合の氏名・年齢等の確認等
（理由）コデイン類を含有する錠剤の鎮咳去痰薬による濫用の実態が明らかになったため
- **プソイドエフェドリン塩酸塩等を含有する一般用医薬品の販売時における購入理由の確認等について**（平成23年5月13日付け厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長通知）
（対象医薬品）プソイドエフェドリン、エフェドリンを含有する一般用医薬品
（行政指導の概要）大量・頻回購入者への購入理由の確認、不審な点が認められる場合警察に情報提供
（理由）プソイドエフェドリンを含有する一般用医薬品から覚醒剤を密造する事案が発生したため

(参考) 濫用等のおそれのある医薬品の指定の経緯

○ 薬事法施行規則第15条の2及び濫用等のおそれのある医薬品指定告示の施行 (平成26年6月12日)

(対象医薬品) 前頁3通知の対象医薬品 + ブロムフロレリル尿素

(規制の概要) 販売個数の制限、大量購入者への購入理由の確認、若年者の場合の氏名・年齢の確認等

(理由) 通知による行政指導の対象医薬品 + (ブロムフロレリル尿素) 依存性があり濫用が報告されているため

○ 濫用等のおそれのある医薬品告示の改正 (令和5年4月1日)

(改正概要) コデイン、ジヒドロコデインについて鎮咳去痰薬の限定を解除

メチルエフェドリンについて鎮咳去痰薬・内用液剤の限定を解除

(理由) 鎮咳去痰薬だけでなく総合感冒薬での依存症例・意図的過剰摂取事例が報告されているため

メチルエフェドリンについては、内用液剤以外の剤形での意図的過剰摂取事例も報告されているため

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第37号の概要（濫用等のおそれのある医薬品の販売）

【改正概要】

- 若年者を中心に一般用医薬品の濫用が社会問題化。濫用防止に関する周知・啓発等の取組等も含め対策が行われている。
- 販売規制においても、現状の制度（※）では遵守状況含め不十分な状況であり、実効性を高める必要がある。
- ※薬局等の遵守事項として、省令等により、若年者への氏名年齢の確認、適正使用に必要な量（原則1包装）のみの販売、それ以上購入する場合の理由の確認を求めている。
- このため、指定する成分を含む一般用医薬品等を指定濫用防止医薬品として法令に位置づけ、販売時の確認（他店での購入状況や購入者の状況等）や情報提供等の販売方法に関する事項を薬局等の遵守事項から独立させた規定として整備（下表）。
- 製品への対応として、医薬品の外箱に注意喚起等を表示する。

	現状（省令で規定）		改正後（法令上に位置づけ）	
	若年者	若年者以外 （包装サイズ区別なし）	若年者（注1）	若年者以外
○：義務 -：規定なし				
確認・情報提供の方法		（通常の一般用医薬品と同様）	小容量（注2）	小容量 対面、オンラインor 通常のインターネット販売等
購入者への確認・情報提供		○氏名・年齢（若年者の場合） ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認	対面orオンライン（注3）	複数・大容量 対面orオンライン
同一店での頻回購入対策	-			○氏名・年齢（若年者及び必要な場合（注4）） ○購入者の状況の確認及び濫用等にかかる情報提供の実施 ○他店での購入状況の確認 ○複数購入の場合の理由の確認
陳列場所		（指定第二类医薬品として、 情報提供場所から7m以内）		○（頻回購入対策を整理した手順書を整備し対応）

注1 省令で定める年齢として、18歳未満を想定。

注2 省令及び告示で定める数量として、5日分（風邪薬・解熱鎮痛薬・鼻炎内服薬は7日分）以下の用法・用量の成分量を含む1包装単位を小容量とし、それ以上を大容量とすることを想定。若年者には複数・大容量製品は販売しない。

注3 ビデオ通話など、映像と音声によるリアルタイムでの双方向通信をいう。

注4 オンラインによらないインターネット販売等の場合のほか、対面又はオンラインによる販売において若年者でないことが確実に確認できる場合のうち、購入者の状況も踏まえ資格者が必要と判断する場合などを想定。また、複数・大容量製品の販売の際には、若年者でないことの確認として年齢確認が必要。

購入者の手の届かない場所 / 継続的に配置された専門家から目の届く範囲*
（購入者の状況を適切に確認できる必要な体制の整備を前提）

（* 情報提供場所から7m以内）

濫用実態のある有効成分の薬理作用、依存性等に関する文献調査【R6厚労科研・嶋根班】

- ・ 現在、濫用等のおそれのある医薬品として指定されていないものうち、濫用実態のある有効成分の調査は以下のとおりであり、中枢神経への作用や依存性の存在等が指摘されている。

1. デキストロメトルファン

(1) 薬理作用

- ・ 延髄にある咳中枢に直接作用し、咳反射を抑制することにより鎮咳作用を示す。

(2) 依存性

- ・ 長期で大量に使用した場合には、依存が形成されることが報告されている。
- #### (3) 濫用による健康被害等
- ・ 国内外において、デキストロメトルファンの過剰摂取によると思われる健康被害（死亡含む）が報告されている。

2. ジフェンヒドラミン

(1) 薬理作用

- ・ ヒスタミンH1受容体の働きを抑制することで、中枢神経の活動を抑制し、眠気・倦怠感を引き起こし、筋肉や末梢では鼻詰まりや痒みなどアレルギー一症状を抑制する。

(2) 依存性

- ・ 連用中における投与量の急激な減少ないし投与の中止により、頻脈、発汗、唾液分泌過多、散瞳等の離脱症状が報告されている。

(3) 濫用による健康被害等

- ・ 国内外において、ジフェンヒドラミンの過剰摂取によると思われる健康被害（死亡含む）が報告されている。

指定の範囲に関する論点

- 現在「濫用等のおおそれのある医薬品」に指定されている以下に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤について、過去の指定の経緯や濫用の実態を踏まえ、「指定濫用防止医薬品」に指定することとしてはどうか。
 - ・ エフェドリン
 - ・ コデイン
 - ・ ジヒドロコデイン
 - ・ ブロモバレリル尿素
 - ・ プソイドエフェドリン
 - ・ メチルエフェドリン

 - 薬理作用、依存性、濫用の実態等を踏まえ、以下に掲げるもの、その水合物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤について、「指定濫用防止医薬品」に指定することとしてはどうか。
 - ・ デキストロメトルファン
 - ・ ジフェンヒドラミン

 - 上記の指定の範囲に関して、外用剤については、濫用の実態を踏まえると、現時点では指定濫用防止医薬品の対象外とし、今後の濫用実態等を踏まえ随時見直しを検討することはどうか。
- ※ 今後のスケジュールについては、指定案に関してパブリックコメントを行った上で、医薬品等安全対策部会を開催し、指定の要否について審議予定。なお、指定濫用防止医薬品は、厚生労働大臣告示により指定し、施行は令和8年5月1日を予定している。

- 濫用のおおそれのある医薬品（指定濫用防止医薬品）の販売について
- 健康増進支援薬局の認定について

(1) 薬局の機能等のある方の見直し

背景・課題

- 薬局薬剤師については、平成27年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を実現することとし、また、患者が自身に適した薬局を主体的に選択できよう、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度により、一定の機能を有する薬局について表示又は名称又は名称を使用できる制度が導入されている。
- しかしながら、特に健康サポート薬局、地域連携薬局については、在宅対応を含むかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを要件にしているなど共通している部分もあるなど、地域の中での位置付けや違いがわかりにくく、利用者にとってのメリットが不明確であり、十分に活用されていないと考えられる。
- このような状況を踏まえ、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する薬局、医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用な制度となるよう、その機能や地域における役割・位置付けを「薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会」において、改めて整理・明確化するための議論を行い、令和6年9月にとりまとめを行ったところ。

主な意見

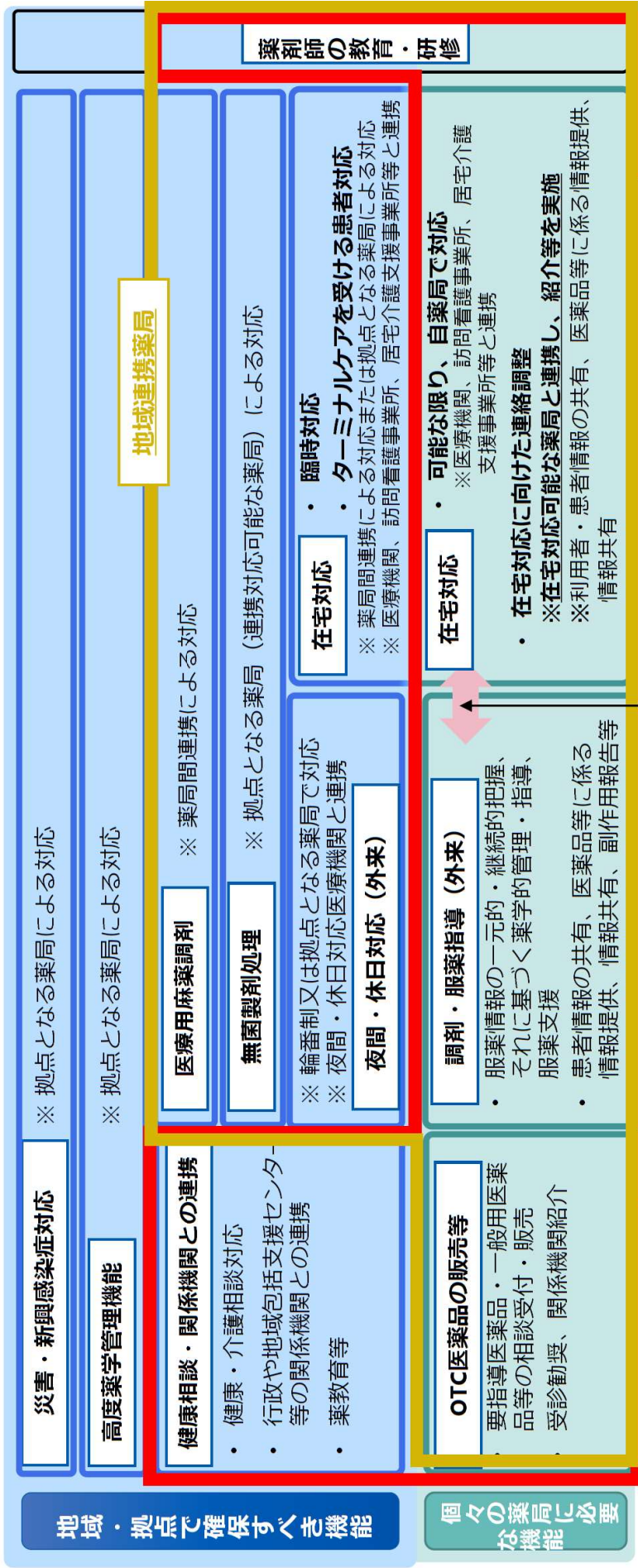
- 薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会で検討されているが、地域の薬局がその機能を十分に発揮するためには、健康サポート薬局及び認定薬局の法制上の位置付け等を含めた再整理が必要。
- 医療に関しては地域医療計画に従って計画されるが、医薬品は医療とは切っても切れないものであり、医療計画と連動した地域医薬品提供計画を策定していくには、またそれを実効性があるものにするためには、制度として位置づけることが必要。

地域における薬局・薬剤師の役割・機能

地域における薬局・薬剤師の主な役割

- 医療関係者等との連携による地域の住民の薬物治療（外来・在宅医療）の提供
- 医薬品の適正使用の推進など公衆衛生の向上・増進
- 薬剤師の資質向上
- セルフケア・セルフメディケーションの推進など、地域住民の健康維持・増進の取組等の支援 等

地域における薬局の機能



●健康増進支援薬局の認定基準に係る条文抜粋(公布(R7.5.21)後2年以内施行)

(健康増進支援薬局)

第六条の四 薬局であつて、その機能が、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて健康増進支援薬局と称することができる。

- 一 構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 利用者における主体的な健康の保持増進の支援に係る機関として厚生労働省令で定める機関と連携する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。
- 三 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を把握し、当該利用者の求めに応じて当該利用者における健康の保持増進に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。

●地域連携薬局の認定基準に係る条文抜粋

(地域連携薬局)

第六条の二 薬局であつて、その機能が、医師若しくは歯科医師又は薬剤師が診療又は調剤に従事する他の医療提供施設と連携し、地域における薬剤及び医薬品の適正な使用の推進及び効率的な提供に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施するために必要な機能に関する次に掲げる要件に該当するものは、その所在地の都道府県知事の認定を受けて地域連携薬局と称することができる。

- 一 構造設備が、薬剤及び医薬品について情報の提供又は薬学的知見に基づく指導を受ける者(以下「利用者」という。)の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合すること。
- 二 利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。
- 三 地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。
- 四 居宅等(薬剤師法(昭和三十五年法律第四十六号)第二十二条に規定する居宅等をいう。以下同じ。)における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合すること。

市販薬乱用(オーバードーズ)について

令和7年度 薬事審議会

令和8年1月19日

薬務課麻薬係

1. 市販薬乱用の現状について
2. 福岡県における取組みについて
3. 今後の取組みについて

市販薬乱用の現状

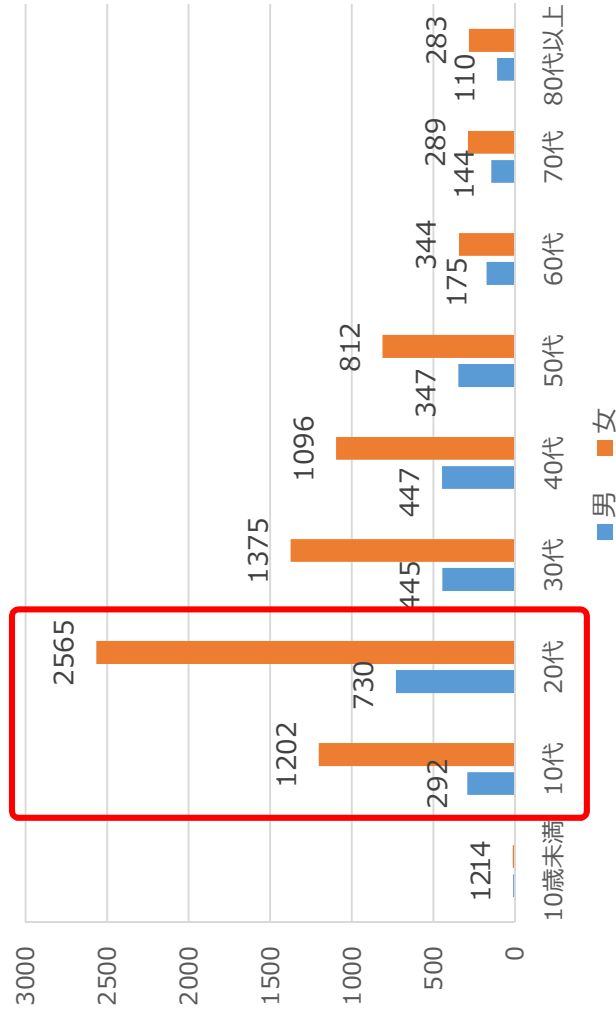
全国における現状

- 薬物依存症の治療を受けた10代患者の主たる薬物は、市販薬の割合がH26年の0%からR6年に**は約72%と急増**している。^(※1)
- 医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送者数の**約半分を10～20代が占めている**。^(※2)

「全国の精神科医療施設における薬物依存症の治療を受けた10代患者の「主たる薬物」の推移」



「全国における医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送者数」
(令和4年・消防庁及び厚生労働省調べ)



※1 全国の精神科医療施設における薬物関連精神疾患の実態調査 (2024年)

※2 令和5年12月18日第11回 医薬品の販売制度に関する検討会 参考資料2

市販薬乱用の現状

全国における現状

○ 過去1年以内に市販薬の乱用経験のある

中学生の割合は全体の約1.8%^(※1)

《約**55人**に**1人**の割合》

※大麻の **約45倍**

(大麻の過去1年間の経験率：全体の約0.04%)

高校生の割合は全体の約1.4%^(※2)

《約**70人**に**1人**の割合》

※大麻の **約9.3倍**

(大麻の過去1年間の経験率：全体の約0.15%)

国民の割合は全体の0.75%^(※3)

《約**65万人**と推定》

※大麻の **約3.25倍**

(大麻の過去1年間の経験率：全体の約0.23%)



※1 飲酒・喫煙・薬物乱用についての全国中学生意識・実態調査（2024年）

※3 薬物使用に関する全国住民調査（2023年）

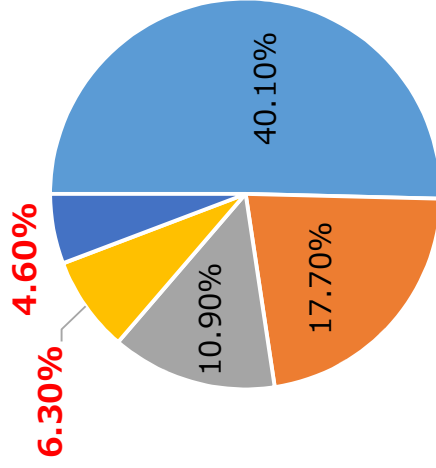
※2 薬物使用と生活に関する全国高校生調査（2024年）

市販薬乱用の現状

全国における現状

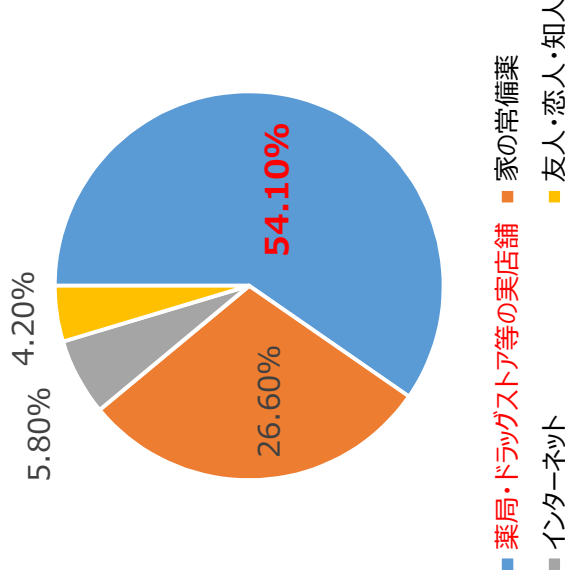
- 過去1年以内に市販薬を乱用したことのある高校生のうち、**約11%が週に数回以上使用している。**^(※)
- 過去1年以内に市販薬を乱用したことのある高校生が乱用時に使用した市販薬の入手先は、**薬局・ドラッグストア等の実店舗が約54%**と、半数以上を占めている。^(※)

過去1年間における市販薬の乱用頻度



■ 1回から数回 ■ 月に数回 ■ 頻度不明 ■ 週に数回 ■ ほとんど毎日

乱用時に用いた市販薬の入手先



■ 薬局・ドラッグストア等の実店舗 ■ 家の常備薬 ■ インターネット ■ 友人・恋人・知人

※ 薬物使用と生活に関する全国高校生調査（2024年）

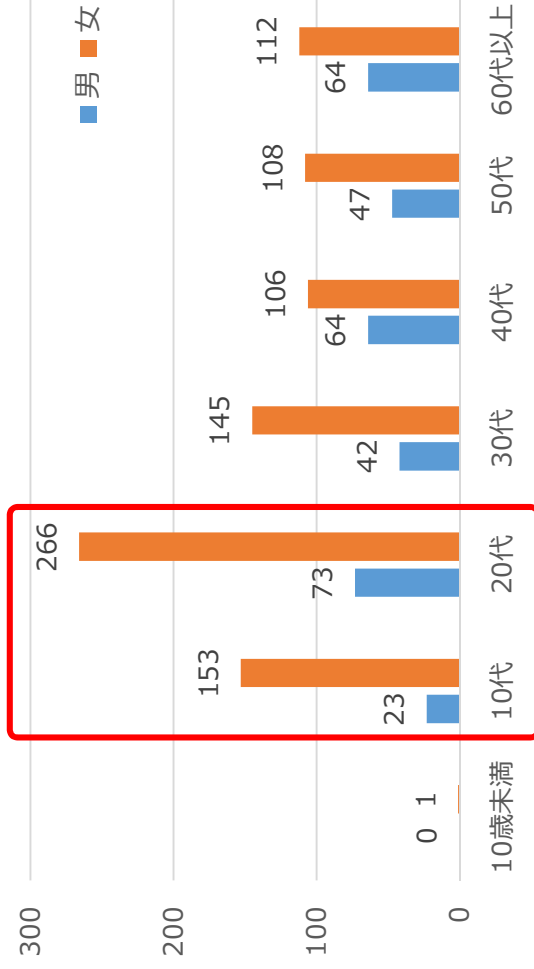
市販薬乱用の現状

福岡県における現状

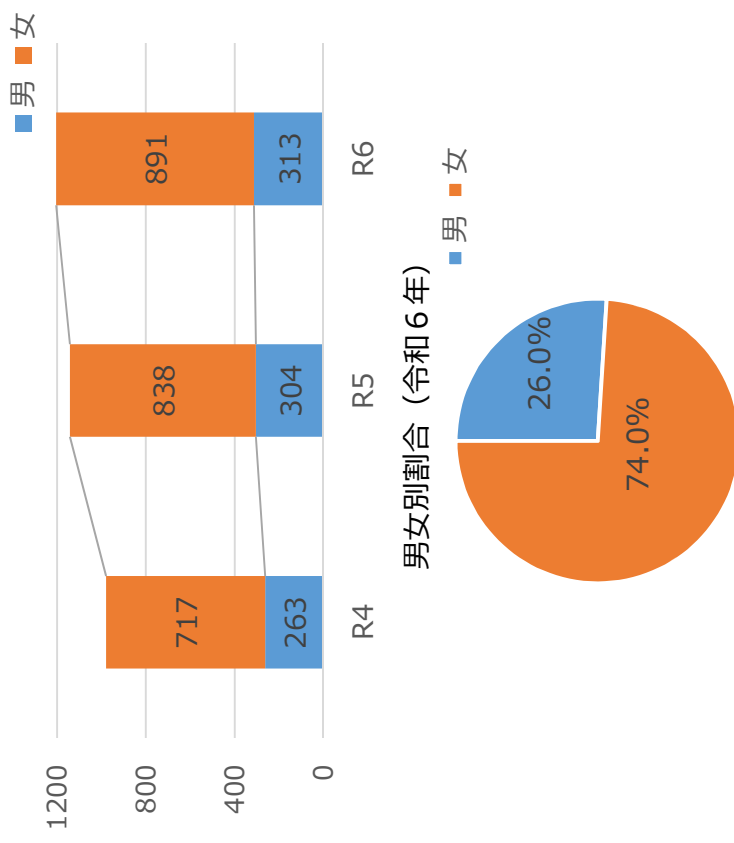
- 福岡県においても、医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送者数は増加傾向であり、10～20代が約4割を占めている。
- 救急搬送者数の男女別の割合については、女性が約7割を占めている。

《福岡県における医薬品の過剰摂取が原因と疑われる救急搬送者数》

年代・男女別搬送者数（令和6年）



性別・搬送者数年次推移（令和4～6年）



1. 市販薬乱用の現状について
2. 福岡県における取組みについて
3. 今後の取組みについて

福岡県における取組み

- 福岡県薬物乱用防止啓発サイトにおいて市販薬乱用に関するページを掲載し、市販薬乱用の現状と相談窓口（精神保健福祉センター・こころの健康相談窓口）の**周知啓発を実施**。

- 県公式SNS（LINE・X）を活用し、医薬品の適正使用及び相談窓口の**周知啓発を実施**。
（年4回程度）

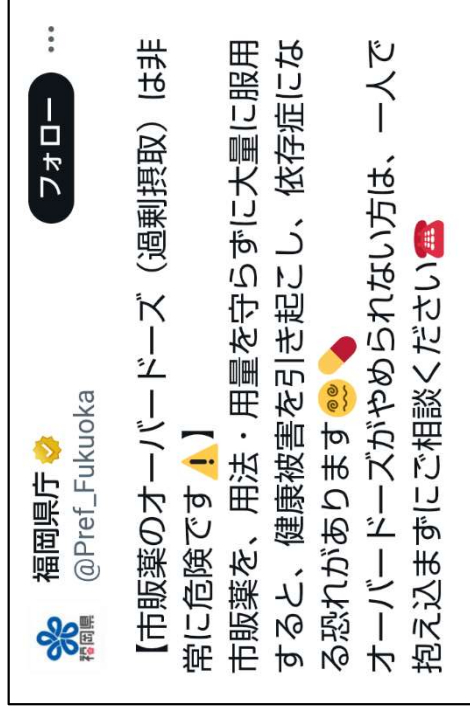
- 厚生労働省が毎年実施している「医薬品販売制度実態把握調査」において、濫用等のおそれのある医薬品の販売が不適切であるとされた店舗等に**立入指導を実施**。



福岡県薬物乱用防止啓発サイト

検索

<https://www.no-drugs-fukuoka.jp/>



福岡県庁 @Pref_Fukuoka

フォロー

【市販薬のオバードーズ（過剰摂取）は非常に危険です！】

市販薬を、用法・用量を守らずに大量に服用すると、健康被害を引き起こし、依存症になる恐れがあります🥵💊

オバードーズがやめられない方は、一人で抱え込まずにご相談ください📞

《令和6年度調査結果》

濫用等のおそれのある医薬品を複数個購入しようとした際の対応が適切であった割合：

適切であった **88.4%** (80.9%)
適切でなかった **11.6%** (19.1%)

（括弧内の数字は令和5年度の結果）

福岡県における取り組み

- 福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師に対し、学校等での薬物乱用防止教室において、違法薬物とともに市販薬の乱用による危険性及び医薬品の適正使用等に関する内容を盛り込むように依頼。
また、市販薬の乱用をテーマに、福岡県薬物乱用防止講習会講師団講師研修会を実施し、講師の資質向上に努めている。

【講師及び講演内容】

R4

講師：国立精神・神経医療研究センター 嶋根 卓也 先生

演題：「助けて」が言えない子供たち：大麻と市販薬乱用

R6

講師：福岡大学医学部 精神医学教室 衛藤 暢明 先生

演題：医薬品の過剰摂取に至る自殺未遂者への対応について

R7

講師：第一薬科大学 薬物解析学分野 城田 起郎 先生

演題：若年層に広がる市販薬の過剰摂取と薬物乱用防止啓発への取り組みについて

- 県内各私立小・中・高・中等教育学校あて薬物乱用防止教室を実施するとともに、その中で**医薬品の適正使用に関する教育**も併せて行うように依頼。
※本県の学域における、薬物乱用防止教室の実施率は、平成26年度以降、公立小学校、公立中学校及び県立高校において、いずれも100%。

1. 市販薬乱用の現状について
2. 福岡県における取組みについて
3. **今後の取組みについて**

今後の取組み

- 令和7年度、小学生及び中高生を対象とした、市販薬の適正使用促進を目的とする**啓発資材（パンフレット）を制作**。（令和8年2月完成予定）

- 小学生向けパンフレット（案）
 - 市販薬についての基本知識・適正使用の啓発に重きを置いた内容
 - ・市販薬の購入方法、使用タイミング
 - ・市販薬を使用する際の注意事項
 - ・市販薬の不適切な使用の危険性
 - ・オーバードーズについて（不適切な使用の一例として）
 - 5・6年生が読むことを想定。
 - 裏表紙に、先生へのメッセージ及び保護者へのメッセージを入れる。



- 中高生向けパンフレット（案）
 - オーバードーズ防止のための啓発と相談支援体制の周知に重きを置いた内容
 - ・市販薬の基本的知識（成分・分類・適正使用）
 - ・市販薬乱用（オーバードーズ）の定義・現状・きっかけ・健康への影響
 - ・悩みを相談することの重要性
 - ・カフェイン（エナジードリンク・コーヒー）を過剰摂取することの危険性
 - 裏表紙に、保護者へのメッセージを入れる。



※パンフレットの内容及び画像は制作中のものであり、今後変更になる可能性があります。

作成したパンフレットは、学校における薬物乱用防止教室において配布するほか、県ホームページに掲載する予定。
➢ パンフレットの活用方法等について御意見いただきたい。